

令和 7 年度(2025 年度)

新座市行政評価 外部評価報告書

【評価対象：令和 6 年度(2024 年度)実施分】

令和 7 年(2025 年)1 1 月

新座市政策評価委員会

目次

1. 新座市政策評価委員会の概要 P 2

2. 外部評価の概要 P 3

3. 外部評価の評価対象 P 4

 (1) 審査対象施策の選定の視点 P 4

 (2) 令和7年度の審査対象施策 P 5

4. 評価 P 6

 (1) 審査対象施策に対する評価 P 6

 (2) その他の施策についての意見 P 13

 (3) その他の意見 P 14

5. 参考資料 P 15

1 新座市政策評価委員会の概要

新座市政策評価委員会（以下「委員会」という。）は、学識経験者、関係団体の代表者及び市民のうちから市長が委嘱した10人以内で構成し、市の総合計画に掲げた施策について、その推進に係る状況を評価検証することを役割としています。具体的には、市が実施した内部評価について、学識経験者や関係団体、市民の目線で、その妥当性等を評価検証します。

また、委員会は、総合計画の推進に関し必要な事項についての調査審議や助言、次年度の市の取組についての助言等を行います。

なお、デジタル田園都市構想総合戦略及び行財政改革推進実施計画の進捗状況に対する評価についても、併せて行います。

評価の対象とする三つの計画

総合計画

内容：行政運営全般

現計画：第5次新座市総合計画（令和5年度～令和14年度）

地方創生総合戦略

内容：人口減少克服、地域活性化

現計画：新座市デジタル田園都市構想総合戦略（令和5年度～令和9年度）

行財政改革推進実施計画

内容：行政事務の効率化、行政サービスの向上

現計画：新座市行財政改革推進実施計画（令和5年度～令和9年度）

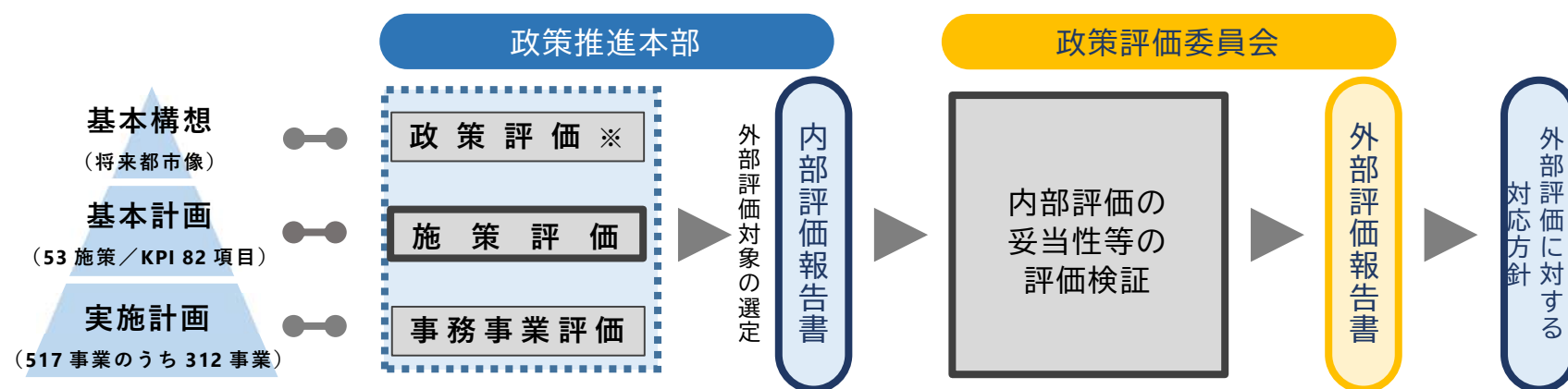
2 外部評価の概要

市では、第5次新座市総合計画に位置付けた施策を戦略的かつ効果的・効率的に展開し、PDCAサイクルに基づいた市政運営を推進するため、行政評価に取り組むこととしています。

行政評価では、まず、市長を本部長とする新座市政策推進本部を中心とした全庁的な連携の下で、市が内部評価を実施します。内部評価実施後、委員会において外部評価を実施します。

外部評価では、特に施策の達成状況等の確認が必要な施策等について、内部評価結果の妥当性等を審議します。委員会における審議結果については、外部評価報告書としてまとめ、市に提出します。外部評価報告書における指摘事項については、市がそれに対する対応方針を検討し、検討結果を公表します。

評価の結果は、次年度（評価実施翌年度）の実施計画の策定や予算編成に活用します。また、現年度（評価実施年度）の事業展開に対しても、各課が自主的に改善・見直し作業に反映します。



※政策評価は、計画の中間年度又は最終年度（総括）で実施予定。

3 外部評価の評価対象

第5次新座市総合計画の外部評価においては、53施策の中から以下の視点を踏まえて、新座市政策推進本部において選定された6施策を審査対象としました。

また、新座市行財政改革推進実施計画の評価については、令和6年度の重点取組事項を審査対象とし、本書とは別に取りまとめます。

なお、新座市デジタル田園都市構想総合戦略（以下「総合戦略」という。）の評価については、第5次新座市総合計画前期基本計画と一致させる形で策定しているため、第5次新座市総合計画の評価と一致しますが、総合戦略でのみ掲げた成果目標の達成度については、計画の最終年度において評価を行う予定です。

(1) 審査対象施策の選定の視点

審査対象施策の選定の視点
① 計画策定後の社会経済状況の変化を踏まえ、方向性の確認が必要な施策
② 施策の達成状況等の確認が必要な施策（進捗に遅れのある成果指標等に着目）
③ 現年度（評価実施年度）・前年度（評価対象年度）に市が重点的に取組を進めており、委員会で審議する必要性の高い施策
④ その他、外部有識者及び市民の目線で議論することが特に有意義であると考えられる施策

(2) 令和7年度の審査対象施策

令和6年度実施分の外部評価の対象施策とその選定理由は次のとおりです。

基本政策1 みんなにやさしく誰もが幸せを感じるまち【福祉健康】	第2節 高齢者福祉
施策 No.2 高齢者福祉の充実	
今後も進展していく少子高齢社会を見据え、現在提供している高齢者福祉サービスを持続可能なものとするための見直し課題となっており、見直しの方向性について確認が必要であるため。 また、当該施策のKPIにC評価が多く見られるなど、進捗の確認が必要であるため。	
⇒ 審査対象施策選定の視点①②に該当	

基本政策3 やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】	第5節 河川・水路／第6節 上水道／第7節 下水道
施策 No.27 治水対策の推進 施策 No.29 上水道の安定供給	施策 No.28 河川・水路環境の整備 施策 No.30 下水道の整備促進
近年の局地化・集中化・激甚化する豪雨により、市内でも浸水被害が発生し、治水対策の重要性が高まっているため。 また、能登半島地震の際の長期断水や八潮市での道路陥没事故を受け、耐震化・老朽化対策を含めたインフラ施設の整備・更新に対する関心が高まっているため。	
⇒ 審査対象施策選定の視点①に該当	

基本政策4 にぎわいと環境が調和するまち【市民生活】	第3節 環境保全
施策 No.39 脱炭素社会の推進	
市ではゼロカーボンシティの実現を目指し、令和5年度からの5年間、国の補助金を活用しながら重点的に取組を進めている。 令和6年度にも各種補助事業等を実施したが、地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画の中間年に当たり、進捗状況と今後の方向性の確認が必要であるため。	
⇒ 審査対象施策選定の視点①③に該当	

4 評価

前述の施策について、内部評価に基づく担当課との質疑応答などを踏まえ、審査した結果、審査対象の6施策に係る市の内部評価結果（施策の達成状況：A 想定以上に進捗した、B 順調に進捗した、C 進捗が遅れた）は、全て妥当であると判断しました。今後、より効果的に施策を推進するための意見を次のとおり取りまとめました。

(1) 審査対象施策に対する評価

基本政策 1 みんなにやさしく誰もが幸せを感じるまち【福祉健康】		第 2 節 高齢者福祉	
施策 No. 2 高齢者福祉の充実			
内部評価 (総合評価)	B：順調に進捗した	外部評価 (内部評価の妥当性)	妥当と判断
附帯意見 ○ 課題として「オンライン介護予防教室を見直す」としているが、家で自由な時間に簡単にできるものであるなら効果があるのではないか。 ○ 要介護認定率と成年後見制度利用件数を K P I にすることが適切なのか、検討が必要ではないか。 要介護認定率については、高齢化が進む中で無理に抑えるべきものではなく、認定が必要な人にはきちんと認定を受けてもらうことが重要である。また、認定率が低い方が良いとの考え方もあるが、認知症をより早く発見するためには早く認定した方がいいという考え方もある。 成年後見制度の利用件数についても同様に、むやみに増やすことが良いとは限らない。			

附帯意見

K P I が修正できないのであれば、定量的な評価と定性的な評価とのつながりが見えるようにするなど、施策の評価結果が市民に伝わるような資料の出し方の工夫が必要ではないか。

- K P I 「要介護認定率」の評価が「C」となっているが、高齢者の健康維持には成人病予防等も重要だと思うので、介護予防等の具体的な策については、保健関連の部署との連携も必要ではないか。
- 成年後見人制度について、認知症が進んでいる夫の財産を妻が使い込んでしまうというようなケースも目にする。こうしたケースを行政がしっかりとケアできるようになると良い。
- K P I 「老人福祉センター利用者数」について、目標を大きく上回っているが、周知活動等がうまくいっており、かつ施設の機能をしっかり有効活用している点が評価できる。一方で、キャパシティの問題もあるため、混雑度合いなどを見ながら、高齢者の方々が不便に感じないように人数制限等も考慮していく必要があるのではないか。
- 老人福祉センター3か所と高齢者いきいき広場5か所というのは、全体の数に対して少なく感じる。民間でこのような活動をしている人がいると思うが、市としてそうした活動に対して支援すべきではないか。
- 配食サービスの自己負担額の見直しは、物価高騰の状況を見てもやむを得ないと考える。

【参考】施策「高齢者福祉の充実」に関連するK P I ※1（重要業績評価指標）

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	目標値	令和6年度時点 達成度※2
老人福祉センター利用者数	74,885 人	115,453 人	118,957 人	104,363 人	A
要介護認定率	13.20%	13.96%	14.70%	13.20%	C
高齢者相談センター（地域包括支援センター）利用件数	16,245 件	15,154 件	14,006 件	23,800 件	C
成年後見制度利用件数	245 件	237 件	229 件	345 件	C

※1 K P I は「施策」ではなく「施策領域」ごとに設定しているものです。

※2 【達成度について】A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標値を下回るペースの指標値

施策 No. 2 7 治水対策の推進

内部評価 (総合評価)	B：順調に進捗した	外部評価 (内部評価の妥当性)	妥当と判断
附帯意見 ○ 治水対策は市民には分かりにくい。大和田水辺の丘公園の地下に 1, 148 m³の大型浸透貯留施設を整備したとのことだが、現在、市内にどのくらいの貯留施設があり、この事業によりそれが何割増えたのかなど、もう少し市民に分かりやすい説明をすべきである。 ○ 大和田水辺の丘公園の下にこのような施設があることは、あまり知られていない。コストもかかっているのに、市民の理解を得るためにももっと周知すべきである。 ○ (地球温暖化に起因すると思われる局地的な豪雨に対し、) 施策 No.39 脱炭素社会の推進は緩和策であり、この施策は適応策に当たり、車の両輪となるはずだが、これでは物足りないと感じる。海外では、人工的な空間に小さな森を作り、雨水対策と暑さ対策を同時に行っている例もある。課題を点として捉えるのではなく、面で捉えて対策を講じることが重要だと思う。次の(後期基本)計画を作る際には、そのような視点を盛り込んでほしい。			

【参考】施策「治水対策の推進」に関連する K P I ※ 1 (重要業績評価指標)

項目	現状値 (策定時点)	令和 5 年度	令和 6 年度	目標値	令和 6 年度時点 達成度※ 2
開発行為等における雨水貯留・浸透施設設置率	0%	100%	100%	100%	B

※ 1 K P I は「施策」ではなく「施策領域」ごとに設定しているものです。

※ 2 【達成度について】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標値を下回るペースの指標値

施策 No.28 河川・水路環境の整備

内部評価 (総合評価)	B：順調に進捗した	外部評価 (内部評価の妥当性)	妥当と判断
附帯意見			
特になし			

【参考】施策「河川・水路環境の整備」に関連するKPI※1（重要業績評価指標）

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	目標値	令和6年度時点 達成度※2

※1 KPIは「施策」ではなく「施策領域」ごとに設定しているものです。

※2 【達成度について】A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標値を下回るペースの指標値

施策 No.29 上水道の安定供給

内部評価 (総合評価)	B：順調に進捗した	外部評価 (内部評価の妥当性)	妥当と判断
附帯意見			
特になし			

【参考】施策「上水道の安定供給」に関連するKPI※1（重要業績評価指標）

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	目標値	令和6年度時点 達成度※2
有収率	95%	95.63%	95.53%	96.31%	B
管路耐震化率 上：管路全体 下：基幹管路	46.4% 33.4%	47.4% 37.0%	47.7% 37.7%	49.5% 64.5%	C
水質検定項目の合格／水質基準適合率	100%	100%	100%	100%	B

※1 KPIは「施策」ではなく「施策領域」ごとに設定しているものです。

※2 【達成度について】A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標値を下回るペースの指標値

基本政策 3 やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】		第 7 節 下水道	
施策 No. 3 0 下水道の整備促進			
内部評価 (総合評価)	B：順調に進捗した	外部評価 (内部評価の妥当性)	妥当と判断
附帯意見			
○ 下水道の整備は極めて重要である。衛生面も含めてしっかりと対策をしてほしいと思う。 ○ 近年は今までに無いような雨の降り方である。全ての状況に対策をするというのは難しいが、こういう場合はこういう対策をする等の指標のようなものがあるとよい。 ○ 豪雨の際に、志木駅ロータリーで市民の方々が苦労しているのを見かけた。せっかくこのように様々な雨水対策をしているのであれば、人の集まる駅前等でしっかりと雨水対策を行えば、市の P R にもつながるのではないかな。 ○ 土のうなどお金のかからない工夫で何かしらの対策ができないかな等も含め、検討してほしい。			

【参考】施策「下水道の整備促進」に関連するKPI※1（重要業績評価指標）

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	目標値	令和6年度時点 達成度※2
新座市污水管路ストックマネジメント計画（第Ⅰ期）による進捗率／改築延長 L=1,560m	0%	17.9%	36.2%	100%	B
新座市雨水管理総合計画による整備率／貯留管φ1,200mm L=650m	0%	0%	0%	100%	B※3

※1 KPIは「施策」ではなく「施策領域」ごとに設定しているものです。

※2 【達成度について】A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標値を下回るペースの指標値

※3 令和6年度実績は、令和7年度を債務負担行為として契約した工事で、令和7年度竣工時に整備延長346.1mとなることから、現時点で計画どおりの進捗となる。

基本政策 4 にぎわいと環境が調和するまち【市民生活】		第 3 節 環境保全	
施策 No. 3 9 脱炭素社会の推進			
内部評価 (総合評価)	B：順調に進捗した	外部評価 (内部評価の妥当性)	妥当と判断
附帯意見			
○ マンションに住んでいて、プラグインハイブリッド車を使っており、充電が自宅外でなければならない人は多いと思う。市役所や公共施設において充電ができると、脱炭素に近付いていくのではないかなと思う。 ○ 環境に関する情報発信の重要性は高いと考えられる。人が集まるお祭り・イベントのような場所での出展は、環境関連情報を広める良い機会なのではないか。 ○ 環境に関する講義やセミナーについて、小学校等で実施しているのであれば、一部ではなく全校で実施する等、ぜひ事業の場を広げてほしい。			

附帯意見

- この問題は、子どもだけでなく市民全体で取り組んでいくべきである。事業者向けのセミナーも有益ではないか。

【参考】施策「脱炭素社会の推進」に関連するKPI※1（重要業績評価指標）

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	目標値	令和6年度時点 達成度※2
環境に関する講座・セミナーの開催回数	17回	27回	25回	30回	B
温室効果ガスの排出量 上：市域 下：事務事業	(R1)618.4千t (R2)10,348t	(R3)613千t (R4)10,276t	(R4)601.4千t (R5)8,158t	442.9千t 7,165.8t	B
設置可能な市保有建築物の太陽光発電導入率	28.80%	32.37%	35.97%	43.60%	B
公用車における電動車の導入率	5.2%	7.4%	14.29%	64.9%	C

※1 KPIは「施策」ではなく「施策領域」ごとに設定しているものです。

※2 【達成度について】A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標値を下回るペースの指標値

(2) その他の施策についての意見

施策	意見
施策 No.6 保健衛生の向上	○ 自殺死亡率が上昇しているようだが、年齢層や原因の分析をしているか。対応策の考え方や連携する部署に影響があるため、原因等の分析をすべきである。
施策 No.10 就学前教育の充実	○ (KPI・主な施策展開の1) 就学前の子どもを持つ親を対象とした子育て講座について、この事業の必要性を感じているのなら、積極的に教育委員会と連携をとって実施するべきではないか。就学前健康診断や入学説明会はせっかく保護者が集まる機会なので、学校側からではなく、子どもを支援する立場から、何かしらの情報提供をすべきである。
施策 No.11 教育内容の充実	○ 主な施策展開5で「対象となる児童生徒は増加しており…」とある一方、不登校の児童生徒数の割合は減っている。 不登校となり得る児童生徒が増えているのだとすると、原因を分析すべきである。
施策 No.52 行政の効率化・高度化の推進	○ 生成AIについては、回答の精度が年々高まっており、進んで活用していくべきである。 ○ デジタル技術を活用することで、定型業務を効率化し、職員がより創造性や判断力が求められる業務に注力できる環境を整備するという考え方は非常に的確である。情報システム課の取組を評価したい。

(3) その他の意見

○ 総合計画における当該施策の位置付けを意識しつつ評価ができるように、施策評価シートのタイトル部分には、昨年度のように、総合計画の章タイトル、節タイトルを書いた上で施策番号を書くべきである。

また、外部評価の審査対象施策としたものについては、実施年度を記載し、バランスよく外部評価を行っていることが分かるようにすべきである。

○ K P Iについては、K P Iとして設定した後にどうしても当初の想定とずれが生じてしまうケースはあると思う。その点について、何かしらの工夫で事務局には対応をお願いしたい。

5. 参考資料

新座市政策評価委員会条例

○新座市政策評価委員会条例

令和 5 年 3 月 2 4 日
条例第 1 号

(設置)

第 1 条 市の総合計画について、その推進に係る状況を評価検証するため、新座市政策評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 総合計画の推進に係る評価に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、総合計画の推進に関し市長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 1 0 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市民

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 7 条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、総合政策部において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

委員名簿

番号	区分	氏名	所属
1	産業関係	津川 清美	(公社) 朝霞法人会女性部会新座支部長
2	教育機関	◎星野 敦子	十文字学園女子大学 副学長
3		○坪原 紳二	跡見学園女子大学 観光コミュニティ学部 まちづくり学科教授
4		安藤 道人	立教大学 経済学部 経済学科 教授
5	金融機関	土屋 俊弘	埼玉りそな銀行新座支店長
6	弁護士	村上 俊之	村上法律事務所
7	子育て関係団体代表者	坂本 純子	N P O 法人新座子育てネットワーク代表理事
8	デジタル分野	堀切 達也	中央情報専門学校校長
9	市民	古屋 忠	公募市民

※敬称略

※◎は委員長、○は副委員長